

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

丹波市

2 構造改革特別区域の名称

丹波市農村いきいき活性化特区

3 構造改革特別区域の範囲

丹波市の全域

4 構造改革特別区域の特性

① 位置・地勢

丹波市（以下、本市という。）は兵庫県の内陸部に位置し、篠山市、西脇市、朝来市、多可郡多可町及び京都府福知山市と隣接している。阪神間からJRや自動車で概ね1時間30分の圏域であり、日本海側へのアクセスについても、平成24年に北近畿豊岡自動車道が春日ICから八鹿氷ノ山ICまで開通したことにより、所要時間は一層短縮されることになった。

中国山地の東端にあり、北部地域は朝来群山県立自然公園の一角を形成している。平均600m前後のやや急斜面をもった山々によって形づくられた中山間地帯となっている。その山々の接点を縫うようにして二大河川の源流があり、加古川水系及び由良川水系の最上流に位置し、本州で一番低い中央分水界がある。子午線（東経135度線）が通る市でもある。

② 面積・人口

本市は平成16年11月に旧氷上郡6町が合併して誕生した。493.21k m²の面積は県内でも有数の広さであり、県土の約5.9%を占める。土地利用の分類では、森林が約75%で最も多く、農地が約12%あり、宅地は約3%にすぎない。

平成22年国勢調査による人口は67,757人であり、平成17年調査時と比較して、3,053人・4.3%の減となっている。

③ 農業・観光

農業は山と河川によって形づくられた平野部において、土地利用型を中心に営まれている。稲作をはじめ豆類・野菜類の作付けが多く、肉用牛・乳用牛飼育も盛んである。全国的にもブランド化している丹波大納言小豆、山の芋など、特産品も多い。市島地域では有機農業の取り組みが盛んであり、有機農法の栽培米を原料にしたパン・うどん等の二次加工品の開発・販売も進んでいる。

市内には紅葉の名所である高源寺・円通寺をはじめ、柏原藩主織田家の公邸であった柏原藩陣屋跡や黒井城跡等の史跡がある。また、市内の二人の地学愛好者によって、約1億数千万円前の白亜紀前期の地層から発見された恐竜化石「丹波竜」、国指定の無形文化財である丹波布や民俗文化財の青垣翁三番叟など、歴史ある文化財もあり、全国的にも広く知られている。

全国的にみても有数の上昇気流をもつ青垣地域の岩屋山は西日本各地から多くの入山者があり、パラグライダーを中心としたスカイスポーツのメッカとして広く認知されている。

④ 地域の課題

昨今の少子高齢化の進展は著しく、平成27年12月末現在の高齢化率は31.2%である。農業経営者の高齢化も進み、担い手不足とともに山裾等の条件不利地域における耕作放棄地の拡大が懸念される。平成26年8月には丹波市豪雨災害が発生。市島地域を中心に農産物・農業施設等に大きな被害をもたらし、農業経営の継続を断念する事例も生じている。また、従来から農業経営は零細農家を中心であり、担い手対策としての大規模農家を育成していく一方で、農地保全の観点からも兼業農家を中心とした零細経営への支援策が急務となっている。

一方、観光分野においては、市内の観光地が点在していること、宿泊施設が少ないことなどから、日帰り観光客の割合が高いという課題がある。そこで、地域の魅力ある観光資源に「体験、学習、交流」の要素を加えたニューツーリズムを推進することで、「点」を「線」でつなぐ観光への転換により滞在型観光への誘導を図るなど新たな施策展開が必要となっている。

5 構造改革特別区域計画の意義

(1) 本市は阪神間から概ね1時間30分という地理的条件、春日の局生誕の黒井城下館跡をはじめとする歴史、丹波栗・丹波大納言小豆・丹波黒大豆等の特産物、もみじ三山に代表される豊かな自然など観光資源に恵まれた地域であり、観光入り込み数については年間約200万人で推移している。しかし、基幹産業である農業は、若者の農業離れによる後継者不足や高齢化による遊休農地の増大などの大きな課題を投げかけている。

(2) 本市には日本海へ流れる由良川と太平洋へと流れる加古川の二大河川の源流が走っており、氷上町石生にある『水分れ』（標高が本州で一番低い中央分水界）をはじめとする都市住民が『いやし・やすらぎ』を感じることができる、豊かな自然が点在している。また、都市住民が農業体験をつうじて、地域との交流・ふれあいを体験できるよう平成13年度には農村滞在型施設『綿ばたけ』（宿泊施設12戸、農園16区画）を設置し地域の活性化を促進している。

(3) 現在、市内ではJA「とれたて野菜直売所」、道の駅「あおがき」、道の駅「丹波おばあちゃんの里」、農産物直売施設「ひかみ四季菜館」、「愛菜館おなご」等の農産物直売施設の設置により、地産地消の取り組みが進み、農業の6次産業化（1次産業「農産物の生産」・2次産業「農産物の加工・食品製造」・3次産業「直販・観光等」）にまで踏み込むことで、農村に新たな価値を作り出す活動に向けた活動も地域に浸透している。

(4) 本計画では、自らが栽培した米又は果実を利用した「濁酒」又は「果実酒」を製造し、自らが経営する農家民宿等で「濁酒」又は「果実酒」を提供することにより、「食べる」「飲む」「体験する」「語らう」ことができる拠点づくりを推進する。また、農商連携により秋の味覚の代表格である丹波栗や丹波大納言小豆のほか、ぶどう、ブルーベリー、いちご等の特産物を果実酒やリキュールに加工することで、従来からの「食」を中心とした活用に新たな価値を吹き込み、地産地消の推進のみならず、丹波ブランドを使用した名産品として販路を域外へ広げ、ブランド力の向上と地域活性化が期待できる。

地域農業者においては、自らの地域に暮らす誇りを再認識し、農業に対する活力を与え、若手農業者や定年帰農者等の農業従事者を中心に遊休農地の解消を図りながら、本地域の持てる資源を最大限に活かし農村の活性化を積極的に進めようとするものである。

6 構造改革特別区域計画の目標

これまでの取り組みによる、農産物の地産地消や農業の6次産業化による、市民生活の基本に関わる食の安全安心の確保に加え、本計画を実施することによる、濁酒や果実酒等の特産化や農家民宿等の運営による多くの市民と都市生活者との多面的な交流を足がかりとして、子供から高齢者まで老若男女を問わず、市民生活の中で土と親しむ心を育み、「農」を生かす社会を実現することを目標とする。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

特区計画にかかる施策の実施により、これまで主流である本市への日帰り観光から、都会生活者に『ふるさと』を感じられる、“農村の土に親しむ生活を体験し”、そして、“農村の味覚に舌鼓を打ち”、“農村を語らう”滞在型の観光への転換を図ることになる。

また、農家民宿の開設、濁酒又は果実酒等の製造・提供・販売により、原料となる農産物の生産を行う市内外からの若手農業者、定年後帰農者等による遊休農地の有効活用を促すとともに、地域の特産物の高付加価値化及び域外消費の拡大による地域経済の活性化を促すものとなる。

そして、都市部住民へ与える『ふるさと』の持つ「大きな心の安らぎ」は、精神的・社会教育的な効果として期待される。

	H22 (実績)	H26 (実績)	H30 (目標)
特定酒類・特産酒類 製造者数 (人)	1	1	3
観光入込数 (人)	2,014 千	1,998 千	2,267 千
遊休農地 (ha)	15	6	6

8 特定事業の名称

番 号	特定事業の名称
707(708)	特定農業者による特定酒類の製造事業

番 号	特定事業の名称
709(710)	特産酒類の製造事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 農家民宿事業の推進

農家が民宿を行う場合の旅業法上の面積要件撤廃による農家型民宿事業の推進（全国で実施された規制改革の活用）

旅業法上の面積要件が撤廃されたことにより、農家民宿への取り組みが容易になったことを踏まえ、その周知・PR を図り事業参加農家を確保し事業推進を図る。

(2) グリーンツーリズムを活用した滞在型可能の推進

農家民宿や農家レストランで、「地域の食」・「地域の酒」・「農業体験プログラム」を一体的に提供し、食と農に親しみながら地域の人々のおもてなしの心にふれることで、本市の豊かな自然風土や暮らしを五感で感じることができるグリーンツーリズムを活用した滞在型観光への転換を図る。

(3) 農産物直売施設の活性化

市内には旬の地域産品を供給する拠点施設として、新鮮な野菜や消費者のニーズに沿った安全安心な農産物を提供する農産物直販所が設けられ、地産地消に大きく寄与している。また、都市部から訪れる利用者も多いことから、丹波ブランドのフラッグシップショップとしての役割も担っている。ここで地場の特産物を使用した果実酒やリキュールを販売することで、農産物の生産拡大と新たな地域ブランドの創出、さらなる交流人口の拡大が期待される。

別紙

1 特定事業の名称

707（708）特定農業者による特定酒類の製造事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内で酒類を自己の営業場において飲用に供する業（農家民宿や農家レストランなど）を併せ営む農業者で、果実（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令に定めるものに限る。）を原料とした果実酒又は米（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令に定めるものに限る。）を原料としたその他の醸造酒（以下「濁酒」という。）を製造しようとする者。

3 当該規制の特別措置の適用の開始の日

本構造改革特別区域計画変更の認定を受けた日

4 特定事業の内容

① 事業に関与する主体

上記2に記載の認定計画特定農業者で、酒類製造免許を受けた者

② 事業が行なわれる区域

丹波市の全域

③ 事業の実施期間

上記2に記載の認定計画特定農業者が、酒類製造免許を受けた日以降

④ 事業により実現される行為や整備される施設

上記2に記載の認定計画特定農業者が、果実酒又は濁酒の提供を通じて地域の活性化を図るため果実酒又は濁酒を製造する。

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、構造改革特別区域内において農家民宿、農家レストランを営む農業者が、果実（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定められるものに限る。）を原料とした果実酒又は米（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料とした濁酒を製造する場合には、製造免許に係る最低製造数量基準が適用されず、酒類製造免許を受けることが可能となる。

特定農業者による特定酒類の製造・提供が可能となることで、農村体験や地域の人々との交流など新たな観光メニューが加わり、グリーンツーリズムを活用した滞在型観光への転換を図る契機となる。また、「米」又は「果実」の高付加価値化、地産地消と消費拡大に加え、農業の6次産業化の推進に不可欠なものである。

なお、当該特定事業により酒類の製造免許を受けた者は、酒税法の規定に基づき、酒税額等の申告、納税及び種類の製造、移出等に関する記帳等を行う必要があり、税務当局の検査・調査の対象とされる。

本市では、無免許製造を防止するために市の広報等で制度内容の周知を行うとともに、特定農業者が酒税法上の規定に違反しないよう、指導監督及び支援を行う。

別紙

1 特定事業の名称

709（710）特産酒類の製造事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内で生産された地域の特産物であるブルーベリー、いちご、柿、ぶどう、梅、キウイフルーツ又はそれらに準ずるものとして財務省令で定めるものを原料とした果実酒又はブルーベリー、いちご、柿、ぶどう、梅、キウイフルーツ、栗、大納言小豆、黒大豆、唐辛子、とうもろこし、トマト又はそれらに準ずるものとして財務省令で定めるものを原料としたリキュールを製造しようとする者。

3 当該規制の特別措置の適用の開始の日

本構造改革特別区域計画変更の認定を受けた日

4 特定事業の内容

① 事業に関与する主体

上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けた者

② 事業が行なわれる区域

丹波市の全域

③ 事業の実施期間

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

④ 事業により実現される行為や整備される施設

上記2に記載の者が、地域の特産物を原料とした果実酒又はリキュールの提供・販売を通じて地域の活性化を図るため、果実酒又はリキュールを製造する。

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、構造改革特別区域内において、本市が指定する地域の特産物であるブルーベリー、いちご、柿、ぶどう、梅、キウイフルーツ又はそれらに準ずるものとして財務省令で定めるものを原料とした果実酒又はブルーベリー、いちご、柿、ぶどう、梅、キウイフルーツ、栗、大納言小豆、黒大豆、唐辛子、とうもろこし、トマト又はそれらに準ずるものとして財務省令で定めるものを原料としたリキュールを製造しようとする場合には、酒類製造免許に係る最低製造数量基準（6キロリットル）が、果実酒については2キロリットル、リキュールについては1キロリットルにそれぞれ引き下げられ、より小規模な主体も酒類製造免許を受けることが可能となる。

特定事業により新たな地域ブランドを創出することで、野菜直売所等での販売や域外への販路拡大を通して丹波ブランドの認知度の更なる向上、農業収入の拡大、新規事業参入等により地域活性化が期待できる。また、意欲ある若手農業者や定年後帰農者等を呼び込むことで、農産物の生産拡大及び遊休農地の有効活用を促すことができる。

なお、当該特定事業により酒類の製造免許を受けた者は、酒税法の規定に基づき、酒税額等の申告、納税及び種類の製造、移出等に関する記帳等を行う必要があり、税務当局の検査・調査の対象とされる。

本市では、無免許製造を防止するために市の広報等で制度内容の周知を行うとともに、特定農業者が酒税法上の規定に違反しないよう、指導監督及び支援を行う。